

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人原謙三国際特許事務所 様 あて名 〒530-0041 日本国大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 05.09.2006	
出願人又は代理人 の書類記号 0633		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2006/311637	国際出願日 (日.月.年) 09.06.2006	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C08L101/12(2006.01)i, C08J3/20(2006.01)i, C08J3/28(2006.01)i, C08K9/00(2006.01)i, C09C3/04(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社日本触媒			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input checked="" type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input checked="" type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日 29.08.2006			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 大熊 幸治 電話番号 03-3581-1101 内線 3457	
		4 J	9 0 4 2

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

出願時の言語による国際出願

出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この国際出願で開示されかつ請求の範囲に係る発明に不可欠なヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ 配列表

配列表に関連するテーブル

b. フォーマット 紙形式

電子形式

c. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

3. さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

4. 補足意見：

第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

国際出願全体

請求の範囲 2-3, 7-11

理由：

この国際出願又は請求の範囲 _____ は国際調査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求の範囲 _____ の記載が不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

全部の請求の範囲又は請求の範囲 _____ が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

請求の範囲 2-3, 7-11 について、国際調査報告が作成されていない。

入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。

出願人は所定の期間内に、

実施細則の附属書Cに定める基準を満たす紙形式の配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。

実施細則の附属書Cに定める基準を満たす電子形式の配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。

PCT規則13の3.1(a)又は(b)に基づく命令に応じた、要求された配列表の遅延提出手数料を支払わなかった。

入手可能な配列表に関連するテーブルが存在しないため、有意義な見解を示すことができなかった。すなわち、出願人が、所定の期間内に、実施細則の附属書Cの2に定める技術的な要件を満たす電子形式のテーブルを提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法でテーブルを入手することができなかった。

ヌクレオチド又はアミノ酸の配列表に関連するテーブルが電子形式のみで提出された場合において、当該テーブルが、実施細則の附属書Cの2に定める技術的な要件を満たしていない。

詳細については補充欄を参照すること。

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
- 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
- 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
- 追加手数料を納付しなかった。
2. 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則13.1、13.2及び13.3に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
- 以下の理由により満足しない。

請求の範囲7-11に係る発明は、特定の液拡散速度を有する吸水性樹脂組成物に係るものであり、請求の範囲1及び4-6（請求の範囲1を引用する部分）に係る発明は、先ず無機微粒子に紫外線を照射して、吸水性樹脂と混合する吸水性樹脂組成物の製造方法に係るものであり、請求の範囲2-3及び4-6（請求の範囲2又は3を引用する部分）に係る発明は、無機微粒子と吸水性樹脂を混合してから紫外線を照射する吸水性樹脂組成物の製造方法に係るものである。

そして、請求の範囲1-6に係る方法によれば、必ず請求の範囲7-11に規定される物性値を有する吸水性樹脂組成物のみが得られるとはいえず、また、請求の範囲7-11に係る組成物は、請求の範囲1-6に係る方法のみから得られるとはいえない。

さらに、紫外線を照射した無機微粒子を吸水性樹脂に混合することと、無機微粒子と吸水性樹脂を混合したものに紫外線を照射することは、明らかに工程として異なるものであり、また、両者の製造方法によって必ずしも同一の組成物が得られるとはいえない。

よって、請求の範囲1及び4-6（請求の範囲1を引用する部分）に係る発明と、請求の範囲2-3及び4-6（請求の範囲2-3を引用する部分）に係る発明と、請求の範囲7-11に係る発明とは、一又は二以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係にないから、単一の一般的発明概念を形成するように連関しているものとは認められない。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求の範囲 1, 4-6

に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	1, 4-6	有
	請求の範囲		無
進歩性 (IS)	請求の範囲	1, 4-6	有
	請求の範囲		無
産業上の利用可能性 (IA)	請求の範囲	1, 4-6	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 5-209022 A (三井東圧化学株式会社) 1993.08.20
 文献2 : JP 2006-8963 A (株式会社インクリーズ) 2006.01.12
 文献3 : JP 2001-11341 A (株式会社関西新技術研究所) 2001.01.16
 文献4 : JP 2000-95965 A (東海カーボン株式会社) 2000.04.04

請求の範囲1及び4-6に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献に対しても新規性及び進歩性を有する。各引用文献には紫外線が照射された無機微粒子を吸水性樹脂に添加した吸水性樹脂組成物、及び該構成による吸水性能の向上が記載されておらず、しかもその点は当業者といえども容易に想到し得ないものである。